資料５

旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の改定について

１　計画改定の趣旨

「第２次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第２次計画」という。）の計画期間が，平成３０年度で終了することから，平成３０年度中に計画を改定し，平成３１年度から５年間を期間とする「第３次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定する。

２　計画の策定状況

計画の名称	策定年月	計画期間
旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画	平成 21 年 10 月	H21～H25
第２次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画	平成 26 年 10 月	H26～H30

３　計画改定に当たっての考え方

（１）国の基本方針に即して改定する。
（２）北海道の計画を勘案して改定する。
（３）第２次計画をベースとし，本市における配偶者等からの暴力の現状から課題を整理し，その解決に向けた方策を盛り込む。

４　スケジュール（予定）

平成３０年９月　　素案作成
１０月～１１月　　素案に対する関係団体等からの意見聴取
男女共同参画審議会への意見聴取
（１０月と１１月に各１回開催予定）
１２月～１月　　パブリックコメント
２月　　パブリックコメント意見集約
３月　　計画改定

第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
における取組概要と今後の課題

第2次計画（平成26年度～平成30年度）では，「配偶者等からの暴力の根絶」を基本的な方向とし，5つの基本目標を定め，取組を進めました。

【基本的な方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	パンフレットやステッカーの作成・配布，出前講座などを実施し，配偶者等からの暴力が，重大な人権侵害であることや相談窓口の周知に努めたほか，学校の教育活動を通じて，人権尊重の精神を培うことを目指し，男女平等の理念に基づく教育を実施した。
基本目標2 総合的な相談体制の充実	女性相談室（旭川市配偶者暴力相談支援センター）が，家庭児童相談室，介護119番等と連携して，配偶者等からの暴力被害者からの相談に対応し，それぞれの事情に応じた情報提供と支援を行った。
基本目標3 被害者の早期発見と適切な保護	医療機関，学校等関係機関との連携や，赤ちゃん訪問，子どもの健診等を通じて，被害者の早期発見に努め，避難する必要がある被害者について，一時保護を行った。
基本目標4 被害者の自立支援の充実	被害者の自立に向け，母子生活支援施設等と連携しながら，住居，生活，就業などの支援を行った。
基本目標5 関係機関・団体との連携協力の推進	旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関と連携し，被害者の保護及び自立支援を行ったほか，民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い，安定的運営を支援した。

第2次計画に基づき，取組を進めてきましたが，配偶者等からの暴力の根絶には至っていません。

本市の現状と，今後の課題について，次のように考えています。

現状	今後の課題
・配偶者等からの暴力が根絶できていない。	・人権教育の徹底
・警察への相談が増加傾向にあることから，身体に対する暴力が増えているものと考えられる。	・身体的暴力の早期発見と早期相談
・配偶者からの暴力を家庭内で発生する個人的な問題と考えて相談しない人や，精神的暴力や経済的暴力を配偶者からの暴力と捉えておらず，自分が被害者であるという認識がない人がいることが予想され，潜在的な被害者が存在することが考えられる。	・配偶者からの暴力が重大な人権侵害であること，精神的，経済的暴力も配偶者等からの暴力であることの周知 ・相談窓口の周知
・男性や性的マイノリティの被害者もいるが，相談することをためらう傾向にあるものと考えられる。	・女性から男性への暴力，同性間の暴力についても，配偶者等からの暴力となり，相談できる窓口があることの周知
・一時保護期間中は，携帯電話が使えず，家族や友達等とも連絡がとれないことに不便や不安を感じ，被害者が一時保護を希望しない傾向にある。	・被害者の意思を尊重した避難の緊急度の見極め
・深い心の傷を負っている被害者が多く，心の傷が自立の妨げになっている。	・精神的なケアの充実
・被害者本人以外から通報を受けた場合は，通報者に対し，加害者に知られないように被害者に相談窓口の情報を知らせてもらうよう協力を求めているが，被害者からの相談につながらない場合もある。	・通報に対する対応についての関係機関との役割分担及び連携体制の整備

配偶者等からの暴力に関する状況

１　配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）

（1）配偶者からの暴力被害状況

平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成30年3月公表）によると，「これまでに結婚したことのある」と答えた人のうち，配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1，2度あった」の計）は，26．1%となっており，性別ごとに見ると，男性は，19．9%で約5人に1人の割合，女性は，31．3%で約3人に1人の割合となっています。

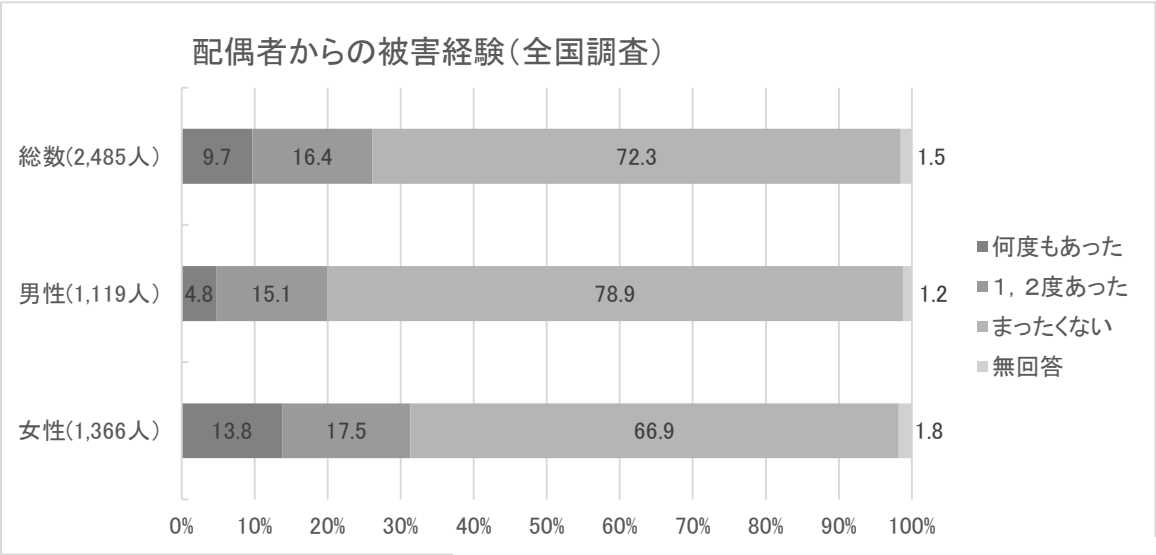

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち，だれかに相談した人は，47．1%で，男性は26．9%，女性は57．6%となっています。

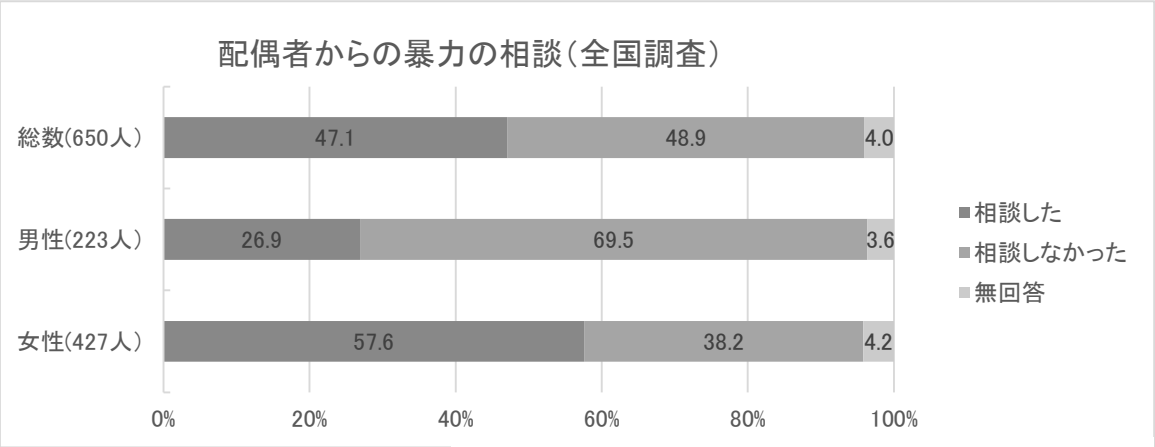

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

「だれにも相談しなかった」と回答した人に，だれにも相談しなかった理由を聞いた結果は，「相談するほどのことではないと思ったから」が58．2%と最も多く，次に「自分にも悪いところがあると思ったから」（34．3%）となっています。

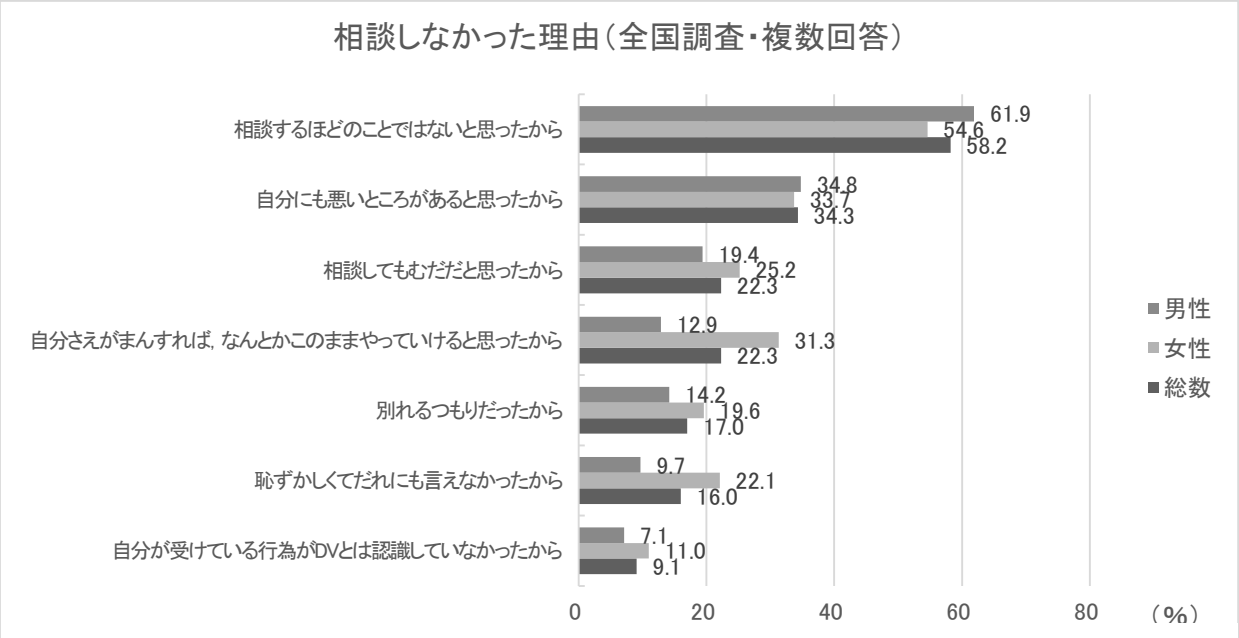

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

配偶者からの暴力を受けても，それを重大な問題として考えていない，また，自分に非があると考えて，だれにも相談せずにいる人がいることがわかります。

（2）交際相手からの暴力被害状況

「交際相手がいた（いる）」という人のうち，交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は，16．7%となっており，性別ごとに見ると，男性は，11．5%で約9人に1人の割合，女性は，21．4%で約5人に1人の割合となっています。

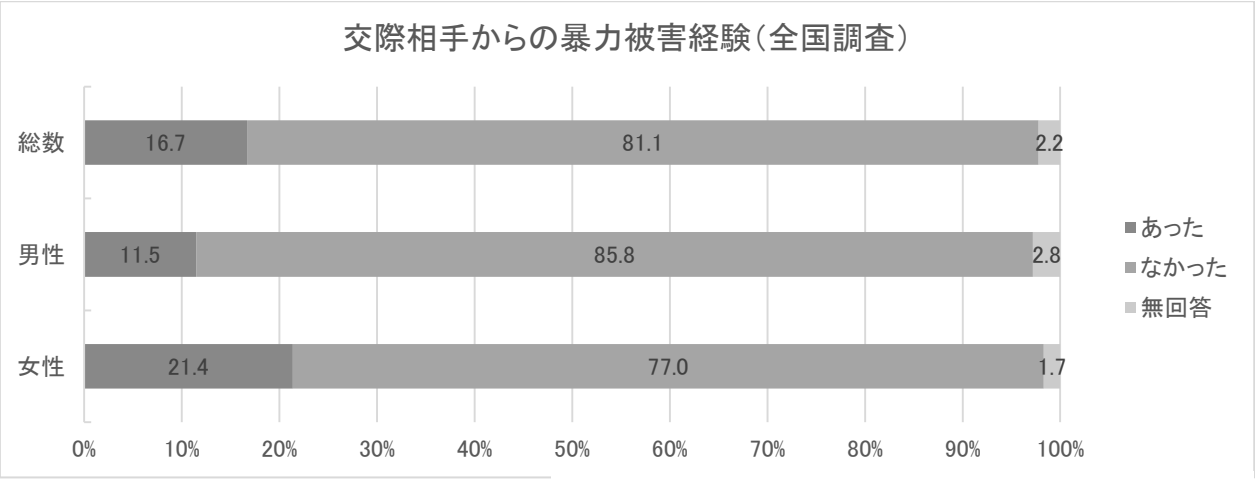

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち，だれかに相談した人は，55．9%で，男性は43．4%，女性は61．8%となっています。

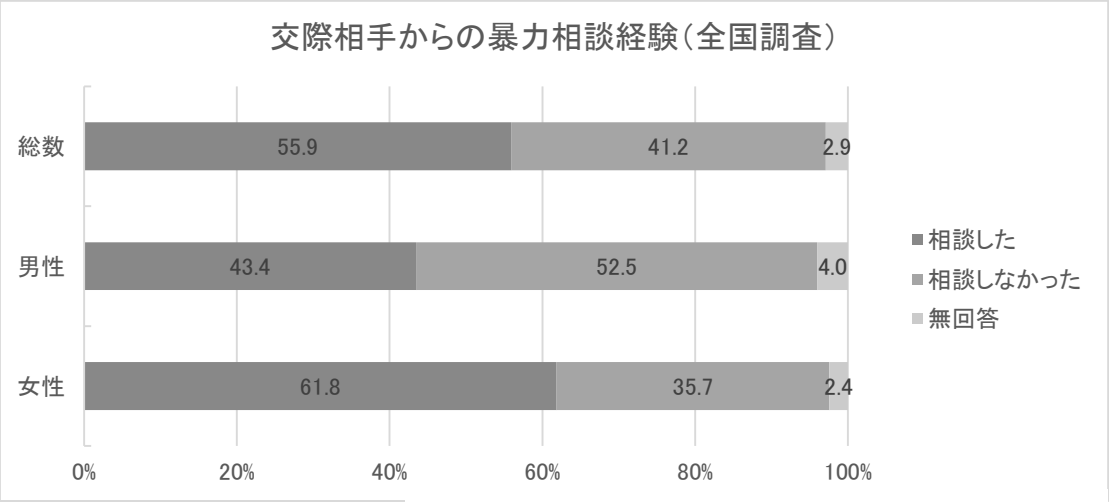

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

交際相手から受けた被害について，「だれにも相談しなかった」と回答した人に，だれにも相談しなかった理由を聞いた結果は，「相談するほどのことではないと思ったから」が32．5%と最も多く，次に「相談してもむだだと思ったから」（21．4%）となっています。

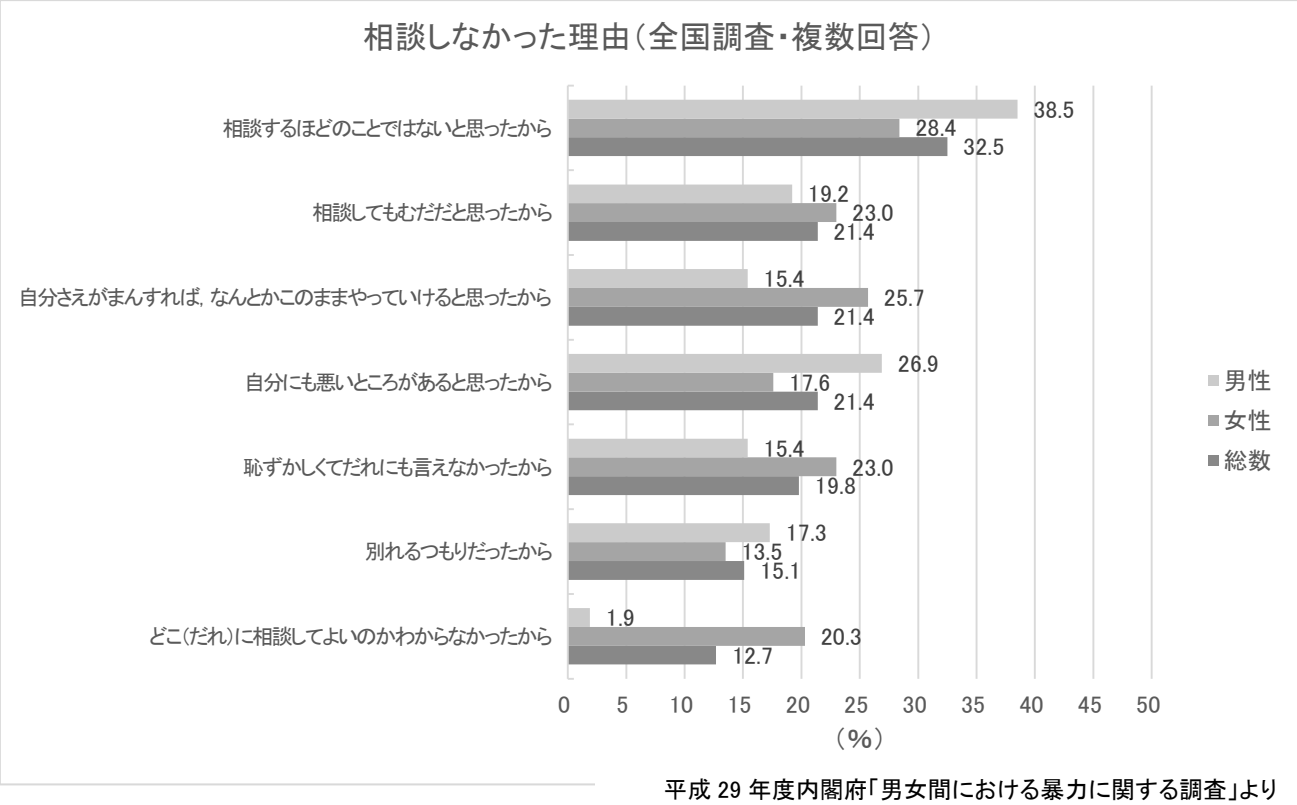

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

２　相談件数

旭川市における配偶者等からの暴力に関する窓口は，旭川市配偶者暴力相談支援センターです。旭川市配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は，年間70件～90件となっています。

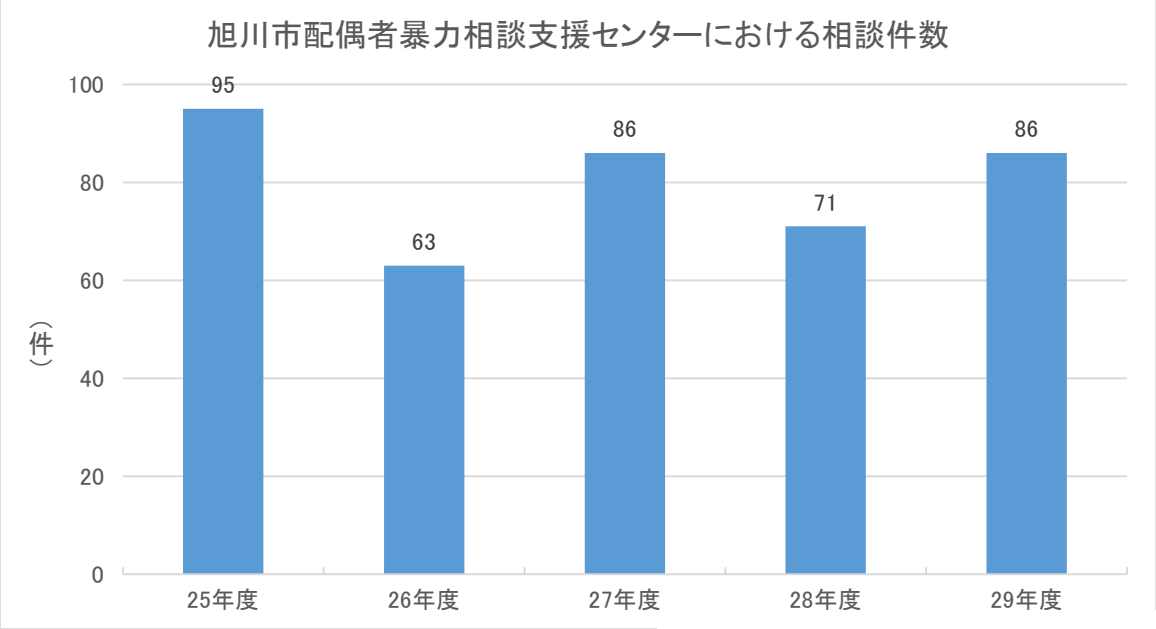

※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

民間女性団体（ウィメンズネット旭川）においても，配偶者等からの暴力に関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は，次のとおりとなっています。

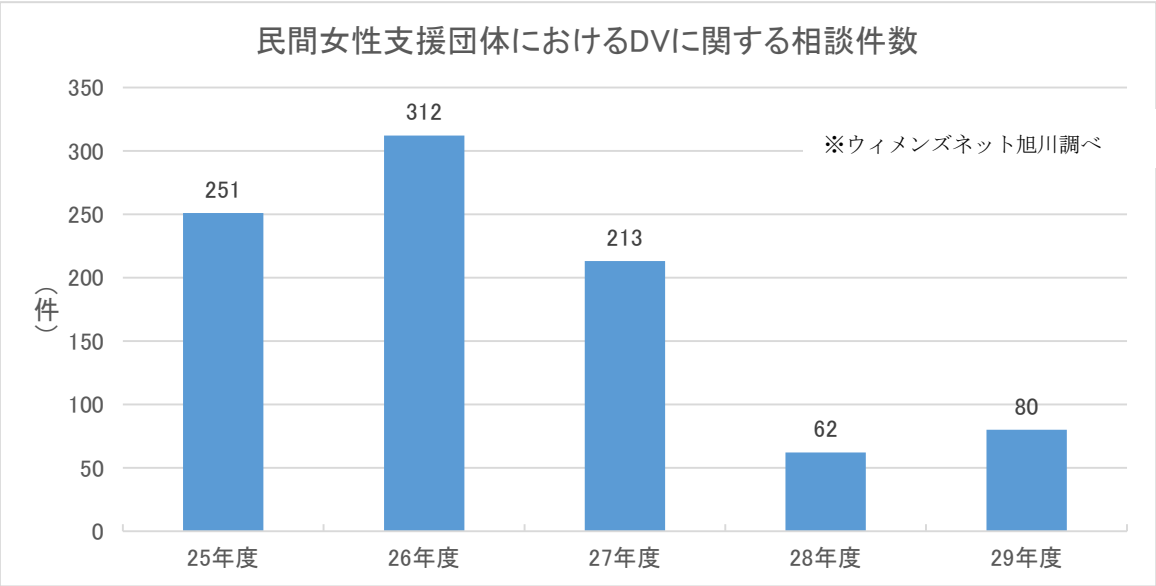

※平成28 年度から相談受付時間をこれまでの 11時～ 16時から，夜間（18時～21時）に変更。相談件数の減は，相談受付時間の変更による。

警察にも，配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており，北海道全体で受理件数は，増加傾向にあります。

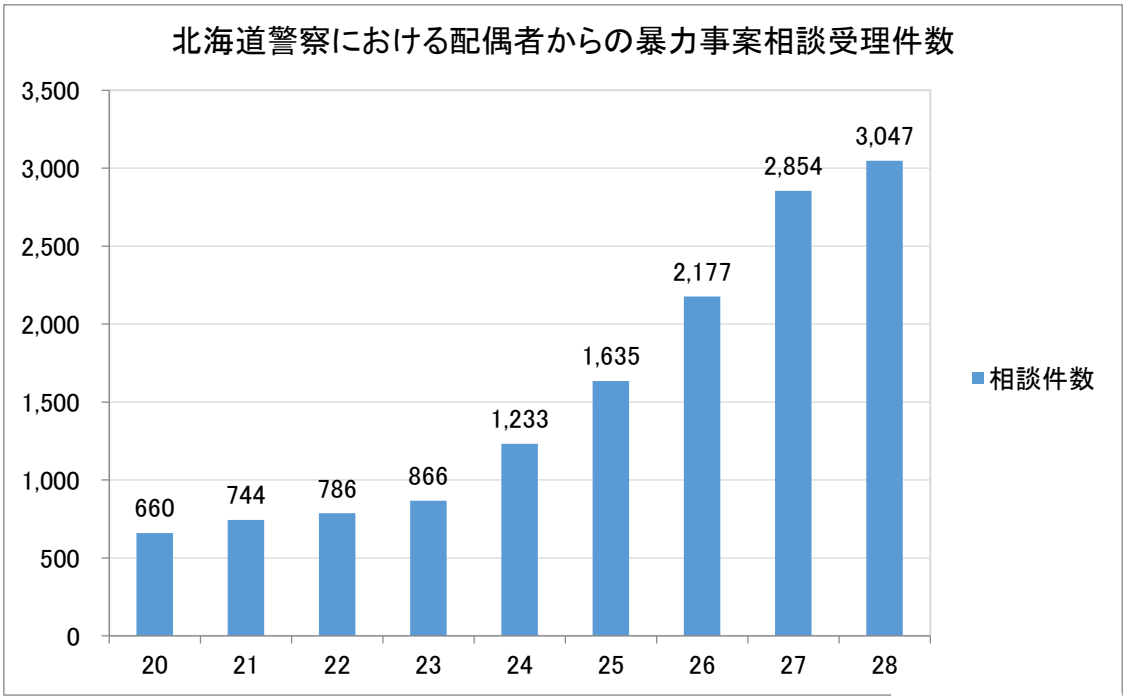

※北海道警察調べ

3　被害者の年齢

旭川市配偶者暴力相談支援センターにおける平成29年度の相談者の年齢は，30代，40代が多い傾向にあります。

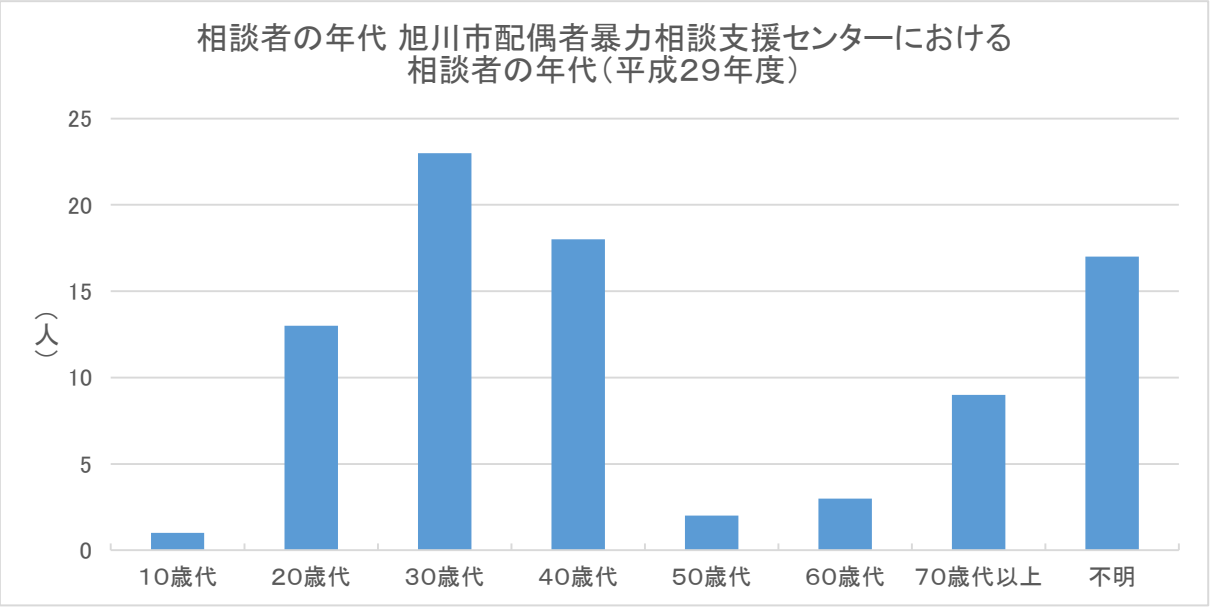

※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

４　暴力被害の内容

旭川市配偶者暴力相談支援センターには，精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力，子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。

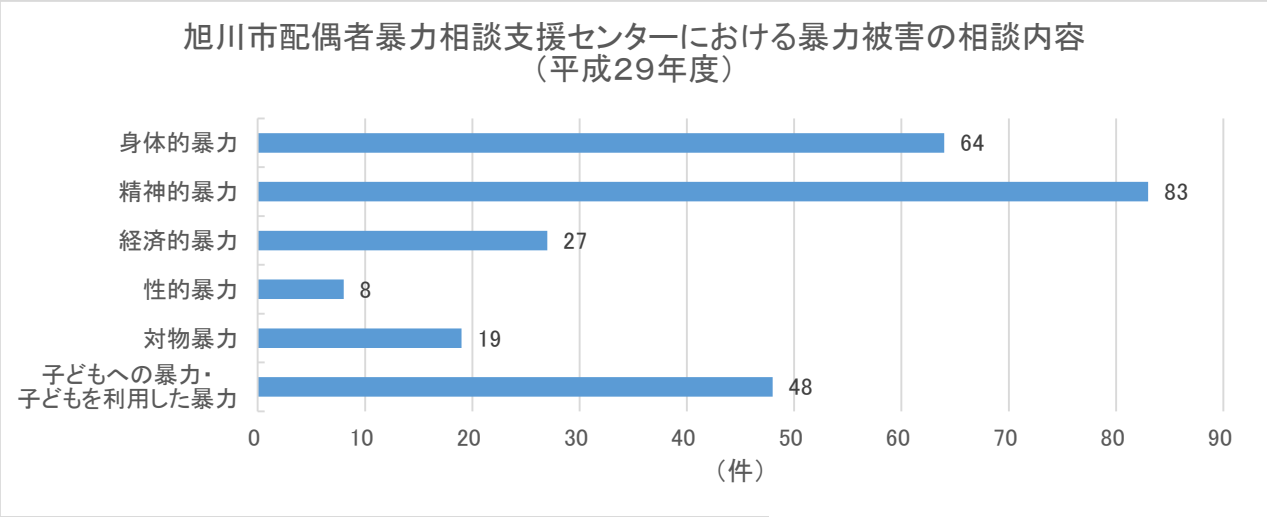

※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

５　一時保護人数

被害者が，加害者からの暴力により避難が必要な場合は，母子生活支援施設や民間シェルターで一時保護することで，被害者の安全を確保しています。一時保護を希望する人は，近年減少傾向にあります。

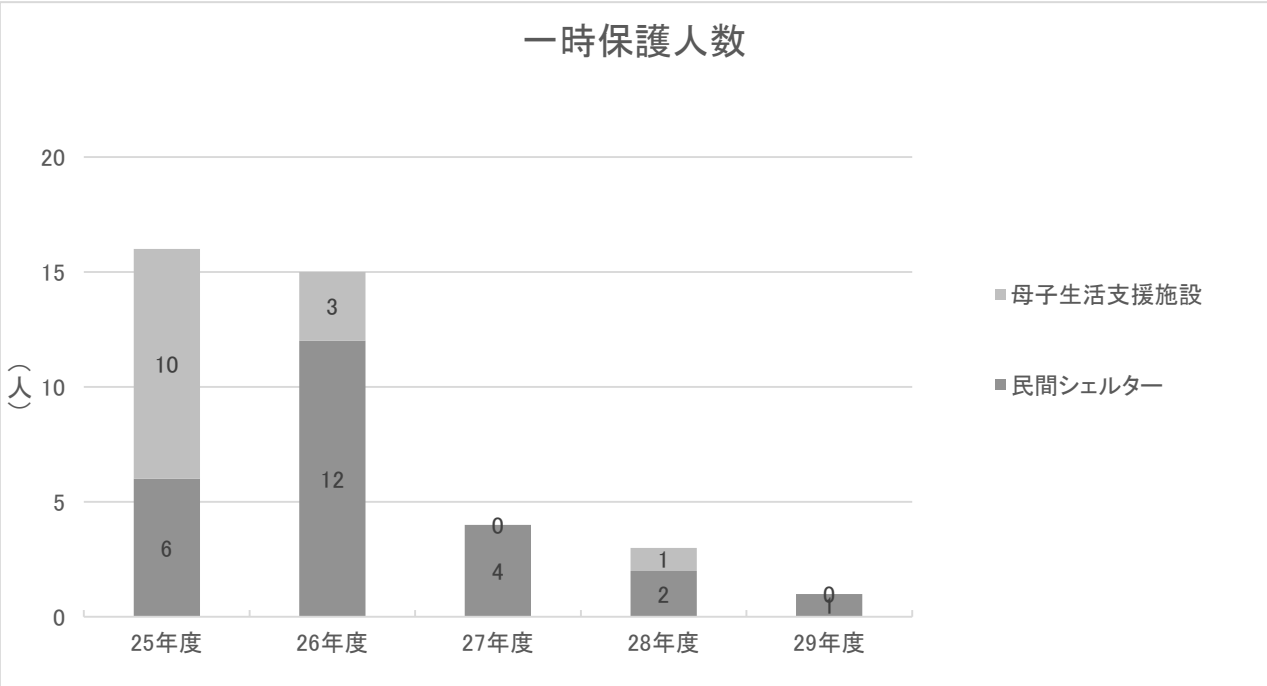

※民間シェルター，母子生活支援施設調べ

６　保護命令件数

保護命令制度は，配偶者からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が，更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより，生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に，被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として，裁判所が加害者に対し，①被害者への接近等の禁止，②被害者の子又は親族への接近等の禁止，③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去，④電話等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令し，被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。
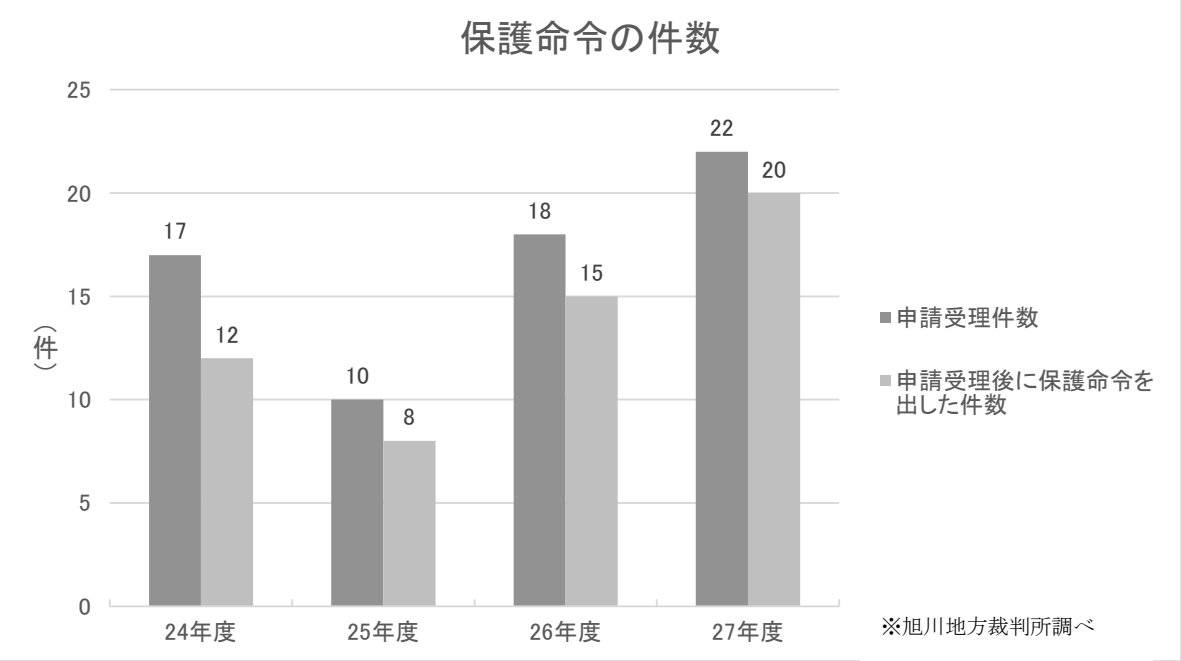
旭川地方裁判所管内の保護命令件数は，近年増加傾向にあります。